

1. 安城市教育大綱

2024年（令和6年）3月に、『第9次安城市総合計画』の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものとして、『第3次安城市教育大綱』を策定しました。

I 教育大綱の策定にあたって

1 教育大綱策定の背景

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートし、市長と教育委員が教育行政について協議することを目的とした「総合教育会議」を設置することとされました。

また、同法第1条の3第1項の規定により地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、総合教育会議において策定に関する協議をすることとされました。

そのため、令和2年3月に、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間を計画期間とした第2次教育大綱を策定しましたが、計画期間が終了するにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し、第3次教育大綱の策定を行いました。

2 教育大綱の位置づけ

この大綱は、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」とする第9次安城市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものです。

3 教育大綱の実施期間

教育大綱の実施期間は、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とします。

ただし、総合教育会議において、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

年 度（西暦）	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)		
安城市総合計画	← 第8次安城市総合計画（8年間）→				← 第9次安城市総合計画（8年間）→						
安城市教育大綱	← 第2次安城市教育大綱（4年間）→				← 第3次安城市教育大綱（4年間）→						
関連する基本計画	学校教育	← 安城市学校教育プラン 2028（10年間）→									
	文化芸術	← 安城市文化振興計画（10年間）→R12まで									
	スポーツ	← 第2次安城市スポーツ振興計画（10年間）→					← 次期計画（予定）→→				
	生涯学習					← 第4次安城市生涯学習推進計画（5年間）→		← 次期計画（予定）→→			
						← 安城市図書館運営基本計画（10年間）→R11まで					
					← 第4次安城市子ども読書活動推進計画（5年間）→		← 次期計画（予定）→→				

II 基本構想

1 各分野で目指すまちの姿

(1) 学校教育

自ら学び、自ら考え、自ら判断し、行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う知・徳・体の調和のとれた子どもを育むまち

(2) 文化芸術

文化や歴史、芸術を市民が鑑賞・見学するとともに、主体的に文化芸術活動を行うことで、心の豊かさと幸せを実感するだけでなく、地域への誇りを育むまち

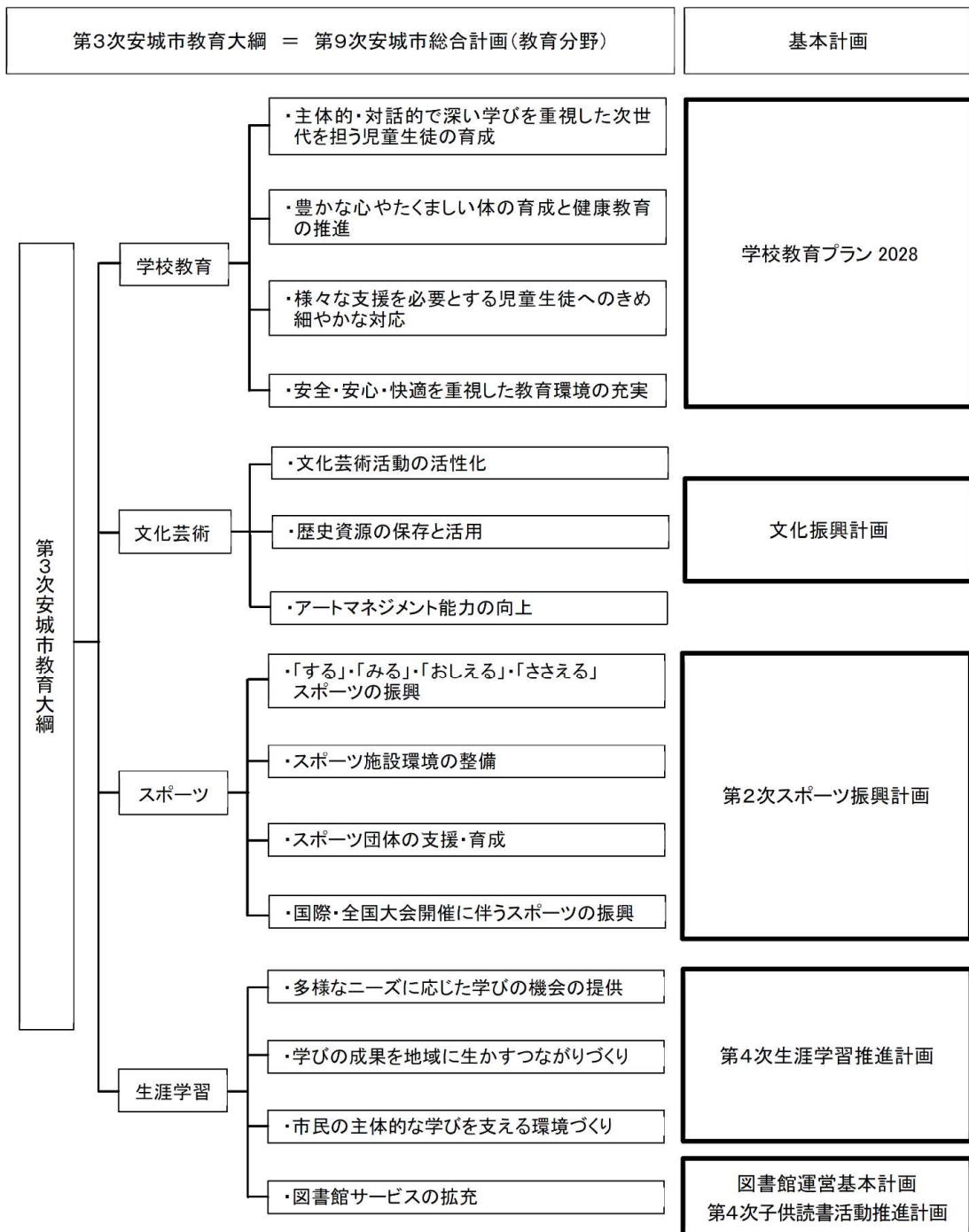
(3) スポーツ

市民が「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場から気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまち

(4) 生涯学習

市民が、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に学習することができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出すことができるよう生涯学習環境が充実したまち

2 施策の体系と基本計画



3 施策の取組

学校教育

(1) 主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成

- ① 個別最適な学び^{*}と協働的な学び^{*}を意識した教育活動を進めます。
- ② 少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図りながら、子ども同士、地域などのかかわり合いを重視した教育活動を行います。
- ③ 学習指導要領に則し、指導と評価の一体化を図り、基礎学力の定着を目指します。
- ④ 図書館情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- ⑤ グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- ⑥ キャリア教育^{*}の充実を図ります。
- ⑦ 喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。
- ⑧ コミュニティ・スクール^{*}と地域学校協働活動^{*}を一体的に推進し、地域全体で子どもたちの学びと成長を支えます。

(2) 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

- ① 「いのちの教育^{*}」を推進し、しなやかで折れない心を育てます。
- ② 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人ひとりの心の育成を図ります。
- ③ 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- ④ 体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑤ 学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めます。
- ⑥ 中学校の部活動の地域移行を進め、子どもたちの多様な体験機会を創出します。

(3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

- ① 特別な支援を必要とする子どもの学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- ② 日本語適応指導の必要な子どもの早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。
- ③ 不登校などの様々な背景や特性をもつ子どもへの支援の充実を図ります。
- ④ 保育所などと小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。

(4) 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

- ① バリアフリー化など安全・安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- ② 安全・安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。
- ③ デジタル機器のさらなる有効活用を図るとともに、感染症など有事の際に学校教育を継続できる環境整備を進めます。
- ④ 教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。

文化芸術

(1) 文化芸術活動の活性化

- ① 多様な人が文化芸術に携わり、楽しむ機会が得られるよう、イベントや展示会の内容、展示方法などを工夫します。また、情報発信についても方法や媒体などの充実を図ります。
- ② 若い世代への様々な文化芸術活動や作品の鑑賞機会を充実させるとともに、積極的に文化芸術活動に携わる機会を提供することで、感性豊かな人材を育てます。
- ③ 魅力ある質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる機会を増やすとともに、市民が時代の変化に応じた、多様で新しい芸術表現を享受できる環境を整えます。
- ④ 文化芸術活動に携わる人との協働を進め、公募型事業などを活用することで、様々な芸術活動を行う個人・団体に発表の場を提供し、活動を広く市民に紹介します。
- ⑤ 子どもたちの文化活動を充実させるため、休日の中学校部活動の段階的地域移行について、関係団体と連携しながら進めます。

(2) 歴史資源の保存と活用

- ① 国指定史跡本證寺境内の保存活用整備を進めるなど、歴史資源の保存や活用に取り組みます。
- ② 歴史資源や博物館を核に、市民やボランティア団体と協働で、まちの活性化につながる取組を進めます。また、活動に主体的に取り組むことのできる人材育成や環境を整えます。
- ③ 歴史資源の調査研究を進め、成果を子どもから大人までわかりやすく学んでもらえるよう、時代や価値観の変化に対応しながら新しい技術を取り入れ、歴史博物館の展示や歴史資源の魅力向上を図ります。
- ④ 市民や民間団体などと連携した歴史資源の総合的な保存活用を目指します。

(3) アートマネジメント※能力の向上

- ① 文化や歴史、芸術活動に携わる市民のアートマネジメント※能力を向上させることで、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

スポーツ

(1) 「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興

- ① 健康の増進とスポーツを始めるきっかけづくりのため、ラジオ体操の普及を図ります。
- ② 誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を充実させるとともに、全国大会などにおける活躍の機会が増えるよう競技力の向上に取り組みます。
- ③ スポーツをみる楽しさを感じ、さらにスポーツをするきっかけにつながるよう、関心の高い競技やトップレベルの試合が観戦できる機会の充実を図ります。
- ④ 優れた指導者の養成により、安全に楽しく、質の高い指導が行われることで、子どもの健全な成長や夢の実現を図ります。
- ⑤ スポーツ推進委員やボランティア、協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。
- ⑥ 子どものスポーツ環境の充実のため、休日の中学校部活動の段階的な地域移行について、関係団体と連携しながら進めます。

(2) スポーツ施設環境の整備

- ① 市民ニーズや利用状況などにより、既存施設の改修や新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めます。

(3) スポーツ団体の支援・育成

- ① 地元企業とのスポーツ連携の強化を図り、トップレベルの選手による技術指導会や交流機会を創出します。
- ② 本市を新たな活動拠点とするプロスポーツチームと連携し、市民に対するチーム認知度向上を図ることにより、市民がチームを応援する気運を醸成します。
- ③ スポーツ団体の認知度向上を図るため、情報提供をはじめとする活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に取り組みます。

(4) 国際・全国大会開催に伴うスポーツの振興

- ① より高みを目指す子どもや選手を支援します。また、市民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに地域活力の一層の向上を図るため、国際・全国大会の誘致など、スポーツを「みる」環境のさらなる充実を図ります。
- ② 第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）に関する情報の周知や出場選手の紹介、交流機会の創出などに努めることで市民のスポーツへの興味・関心の向上を図ります。

生涯学習

(1) 多様なニーズに応じた学びの機会の提供

- ① 市民ニーズやライフステージ、時代の潮流に合った幅広い分野での学習機会を提供します。
- ② ものづくり文化など地域資源を生かした学習機会を提供します。
- ③ プラネタリウムの利用促進と、プラネタリウムを活用した天文普及を図ります。

(2) 学びの成果を地域に生かすつながりづくり

- ① 公民館講座から結成された自主グループの育成と相互交流など、地域の絆づくりを進めます。
- ② 生涯学習の拠点である公民館を利用するきっかけとなる公民館まつりなどのイベントへの参加を促し、地域住民同士が交流を深めるように推進します。
- ③ 地域と学校が目標を共有し、連携・協働する地域学校協働活動^{*}を進めます。
- ④ 公民館が地域とさらなる連携を図り、公民館を核として地域住民が地域を知り、地域に愛着を覚える「公民館プライド^{*}」の醸成を図ります。

(3) 市民の主体的な学びを支える環境づくり

- ① 生涯学習の総合的な情報をいつでもどこでも入手でき、スムーズに活動へ移せる環境づくりを進めます。
- ② 市民自らが企画・運営する講座を実施します。
- ③ 新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報を整備し、講座などの開設を支援します。
- ④ 地区公民館をはじめとする生涯学習施設の修繕などを計画的に進めるとともに、利用しやすい施設の運営を行います。
- ⑤ 中学生が自主的に多様な生涯学習活動に参加できる機会を確保するため、中学生も参加できる講座の情報を集約し発信します。

(4) 図書館サービスの拡充

- ① ICTを駆使した図書館では、電子書籍やオンラインデータベースなど、電子媒体のサービスを充実し、より身近に利用できるよう、情報提供を行います。また、紙媒体の資料は、将来ニーズや社会情勢を踏まえて収集し、多種多様な資料を迅速に提供します。
- ② 図書館では、市民のニーズに応えるため、課題解決のためのレファレンスサービス^{*}をはじめ、様々な図書館サービスを行います。さらに、子育て支援、健康支援、ビジネス支援など、生活に密着したサービスの提供を行います。
- ③ 図書館の集客力と情報力を活用し、新たな利用者の増加、利用者同士の交流の深化、ボランティアとの連携など、市民の文化的交流拠点となる取組を行います。
- ④ 子どもの読書推進のため、本の読み聞かせサービスの提供や学校図書館との連携など、子どもの読書環境の充実を図ります。

2. 策定委員会

(1) 附属機関の設置に関する条例・策定委員会規則

2017年度（平成29年度）に、安城市附属機関の設置に関する条例及び策定委員会規則により、策定委員会を設置しました。

安城市附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
教育委員会	安城市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 学校関係者 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間

安城市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育振興部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

①2017年度(平成29年度)委員名簿

No.	氏名	所属及び役職等	選任区分
1	鈴木 一	学校代表(小学校長)	学校関係者
2	棚野 宏人	学校代表(中学校長)	学校関係者
3	都築 智	特別支援教育推進協議会代表	学校関係者
4	大村 剛士	市PTA連絡協議会代表	教育委員会が必要と認める者
5	飯島 富美英	市PTA連絡協議会母親委員長	教育委員会が必要と認める者
6	石川 昭夫	青少年健全育成協議会代表	教育委員会が必要と認める者
7	佐藤 洋一	愛知教育大学教職大学院教授	学識経験者
8	柘植 千恵	—	市民(公募市民)
9	市川 彩	—	市民(公募市民)

②2018年度(平成30年度)委員名簿

No.	氏名	所属及び役職等	選任区分
1	鈴木 一	学校代表(小学校長)	学校関係者
2	都築 光男	学校代表(中学校長)	学校関係者
3	都築 智	特別支援教育推進協議会代表	学校関係者
4	大屋 明仁	市PTA連絡協議会代表	教育委員会が必要と認める者
5	中川 恵理	市PTA連絡協議会母親委員長	教育委員会が必要と認める者
6	荻須 篤	青少年健全育成協議会代表	教育委員会が必要と認める者
7	佐藤 洋一	名古屋学芸大学・大学院教授 (教職課程主任)	学識経験者
8	柘植 千恵	—	市民(公募市民)
9	市川 彩	—	市民(公募市民)

3. 計画の策定経過

(1) 計画策定の経緯

本計画は、2017年度～2018年度（平成29年度～平成30年度）の2か年にわたり、以下の通り作業を重ねて作成しました。

年 月 日	内 容
2017年度（平成29年度）	
8月22日	第1回策定委員会（計画策定に係る方針説明）
8月24日	第1回幹事会（計画策定に係る方針説明）
8月31日	第1回作業部会（計画策定に係る方針説明）
10月13日	第2回作業部会 ・学校アンケート調査票の確認、基礎調査結果の報告、施策分析シートの記入依頼
11月15日	第3回作業部会 ・骨子案の確認、施策実施状況の確認
11月27日～12月8日	学校アンケート
12月27日	第2回幹事会 ・アンケート結果（速報版）の報告、骨子案の確認
1月24日	第2回策定委員会 ・骨子案の確認
2月21日	第4回作業部会 ・幹事会及び策定委員会の開催報告、具体的な取組の検討
2018年度（平成30年度）	
6月21日	第5回作業部会 ・具体的な取組の確認
8月8日	第3回幹事会 ・素案の確認
8月22日	第3回策定委員会 ・素案の確認
10月17日	第6回作業部会 ・パブリックコメント案の確認
10月31日	第4回幹事会 ・パブリックコメント案の確認
11月9日	第4回策定委員会 ・パブリックコメント案の確認
12月20日～1月18日	パブリックコメント
1月30日	第7回作業部会 ・パブリックコメント意見募集結果及び回答案の報告、計画案の確認
2月7日	第5回幹事会 ・パブリックコメント意見募集結果及び回答案の報告、計画案の確認
2月15日	第5回策定委員会 ・パブリックコメント意見募集結果及び回答案の報告、計画案の確認

(2) 諮問・答申

① 諮問

2017年(平成29年)8月22日に教育委員会委員長から策定委員会委員長に諮問されました。

平成29年8月22日

安城市教育振興基本計画
策定委員会委員長 様

安城市教育委員会
委員長 船尾 恭 代



安城市教育振興基本計画の策定について(諮問)

本市では、平成28年2月に策定した安城市教育大綱により、市民の皆様のご協力のもと本市の教育行政を推進しています。

安城市教育振興基本計画では、自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指すとともに、児童生徒一人ひとりを大切としたきめ細やかな教育体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境の創出を目指しております。

未来の安城市を担う子どもたちの学校教育が充実したものとなりますよう、貴委員会の意見を求めます。

② 答申

2019年（平成31年）2月15日に策定委員会委員長から教育委員会教育長に答申されました。

平成31年2月15日

安城市教育委員会
教育長 杉山春記様

安城市教育振興基本計画策定委員会
委員長 鈴木 一

安城市教育振興基本計画について（答申）

平成29年8月22日付けで諮問のありました安城市教育振興基本計画の策定につきまして、慎重に審議のうえ別添のとおり安城市学校教育プラン2028（案）として取りまとめましたので答申します。

小学校で2020年度、中学校で2021年度から新たな学習指導要領が全面実施されるなど、学校教育を取り巻く環境が変化しつつある中、本プランに基づき各取組が着実に実施され、「子どもたちに夢と輝かしい未来を」をスローガンとして、安城教育がより一層充実したものとなりますことを希望します。

(3) 計画見直しの経緯

本計画の中間見直しにあたっては、2022年度～2023年度(令和4年度～令和5年度)の2か年にわたり、以下の通り実施しました。

年 月 日	内 容
2022年度(令和4年度)	
11月17日	定例教育委員会 ・見直し方針及び学校アンケート内容の説明
12月8日～23日	学校アンケート
2023年度(令和5年度)	
5月25日	定例教育委員会 ・学校アンケート結果の報告
6月22日	定例教育委員会 ・中間見直し原案概要説明
9月28日	定例教育委員会 ・中間見直し原案およびパブリックコメントの説明
11月16日	定例教育委員会 ・指標変更およびパブリックコメント実施案の説明
12月20日～1月19日	パブリックコメント
2月15日	定例教育委員会 ・パブリックコメント意見募集結果及び回答案の報告、計画案の確認



安城市学校教育プラン 2028

発行：安城市教育委員会

編集：安城市教育委員会総務課・学校教育課

〒446-0045

安城市横山町下毛賀知 13 番地 1

TEL：0566-71-2253 FAX：0566-77-0001

